

大阪狭山市公告第29号

令和7年4月1日付大阪狭山市公告第5号にて、今熊地区周辺エリア複合施設整備事業に係る事業者を選定するため一般公募型提案方式による公募を行ったが、参加表明のあった全ての事業者が辞退したため、公募を一時中止した。

改めて令和7年10月31日から一般公募型提案方式による再公募を行うため、次のとおり公告する。

令和7年(2025年)10月31日

大阪狭山市長 古川 照 人



1 事業名

今熊地区周辺エリア複合施設整備事業

2 事業概要

今熊地区周辺エリアに集積する市の主要な公共施設について、今後の総人口の減少、人口構成の変化、生活様式の変化等による公共施設に対する市民ニーズの変化や、これらの公共施設の老朽化が進んでいること等に対応するため、エリア外にある複数の機能も集約し、新たな複合施設として再整備するとともに、複合施設と連動した広場や交通結節点等の整備を行うもの。

3 応募資格要件

本提案に応募できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすほか、実施要領に定める基本的要件、設計企業、施工企業及び民間提案事業実施企業の参加要件についても満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書等の提出期限の日から受託候補者選定の日までの期間に、大阪狭山市建設工事等指名停止要綱（平成29年大阪狭山市要綱第8号）に基づく指名停止に基づく指名除外措置を受けている者でないこと。また、市の物品等、建設工

事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても同様の期間に、指名停止又は指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。

(3) 大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと並びに入札等排除措置を受けていない者であること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登録者を除く。）

(6) 参加者であるグループの各企業のいずれも他の参加者でなく、また他の参加者であるグループの各企業及び構成員でないこと。

(7) 参加者であるグループの各企業のいずれも他の参加者であるグループの各企業及び構成員と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

(8) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 本事業に係る今熊地区周辺エリア複合施設基本構想策定支援業務の受託者又は受託者と資本面又は人事面において密接な関連がある者。

イ 大阪狭山市の組織及び市議会に属する者。

4 実施要領の配布

実施要領については、大阪狭山市ホームページからダウンロードすること。

5 その他

本事業の詳細については、実施要領を参照すること。

6 問い合わせ先

大阪狭山市 総務部 資産活用・契約グループ

電話番号 072-349-8065